

さいたま市みんなのアプリを活用した地域活性化・地域課題の解決戦略策定業務に関する質問の回答については、下記のとおりです。

質問 1	質問項目	要求水準書 6 業務内容 (3) さいたま市みんなのアプリ拡張戦略(案)の策定
	質問	「連携意義があると想定される事業者について、提案の時点で最低 4 事業者を選定し、事前協議により協業体制を構築の上、提案すること」とあるが、貴市および株式会社つなぐと連携協定を締結した「損害保険ジャパン株式会社」は、当該 4 事業者に含まれるという認識であるか。また、含まれる場合は事前協議の窓口となる担当者の指定はあるか。
	回答	「損害保険ジャパン株式会社」を含む、当市および株式会社つなぐと連携協定を締結した事業者を、4 事業者に含めるかどうかについては、提案者様のご判断にお任せいたします。なお、含める場合、事前協議の窓口の指定はございません。
質問 2	質問項目	要求水準書 6 業務内容 (3) さいたま市みんなのアプリ拡張戦略(案)の策定
	質問	質問 1 に関連し、4 事業者に含まれない場合でも、本件を進めていくうえで「損害保険ジャパン株式会社」とは連携して業務を進めていくことが求められるという認識でよいか。
	回答	「損害保険ジャパン株式会社」を含む、当市および株式会社つなぐと連携協定を締結した事業者と、本件を連携するかどうかについては、提案者様のご判断にお任せいたします。
質問 3	質問項目	要求水準書 6 業務内容 (3) さいたま市みんなのアプリ拡張戦略(案)の策定
	質問	「協業体制を構築の上」とは、提案に際し、共同提案体を組織し、その協定書等の提出が求められるのか。代表事業者による提案とし、協業体制としては「サービス拡張に向けたスキームの構築、具体的なサービス内容の検討」に係る助言業務を再委託する、といった形でも許容可能か。
	回答	「協業体制を構築の上」については、協定書等の提出までを求めるものではございません。また、協業体制についてはご質問にいただいた形でも差し支えございません。